

平成23年12月27日
号外第2号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

規 則

- 秋田県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則（34・環境整備課）……………1
- 秋田県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（35・都市計画課）……………1

規 則

秋田県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十三年十二月二十七日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第三十四号

秋田県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和六十年秋田県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「の様式は、様式第一号（条例第六条第二項において適用する場合にあつては、様式第二号）のとおり」を「は、条例第三条第一項各号に掲げる事項（条例第六条第二項において適用する場合にあつては、条例第三条第一項各号（第三号を除く。）に掲げる事項及び変更に係る営業区域）を記載した別に定める様式によるもの」に改め、同条第二項中「書類の様式は、様式第三号のとおり」を「書面は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式によるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 申請者が条例第五条第一項第一号から第六号までに該当しない者であることを誓約する旨

第三条中「の様式は、様式第四号のとおり」を「は、別に定める様式によるもの」に改める。

第四条第一項中「様式第五号」を「次に掲げる事項を記載した別に定める様式」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 変更の内容
- 三 変更年月日
- 四 変更の理由

第四条第二項第二号中「様式第三号による新たに役員となつた者が条例第五条第一項第一号から第五号までに該当しないことを誓約する」を「新たに役員となつた者に係る第二条第二項各号に掲げる事項を記載した同項の別に定める様式による」に改める。

第五条中「様式第六号」を「次に掲げる事項を記載した別に定める様式」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 条例第八条各号のいずれかに該当することとなつた浄化槽保守点検業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 浄化槽保守点検業者が条例第八条各号のいずれかに該当することとなつた年月日

第七条中「様式第七号」を「様式第一号」に改める。

第十条中「様式第八号」を「様式第二号」に改める。

様式第一号から様式第六号までを削り、様式第七号を様式第一号とし、様式第八号を様式第二号とする。

附 則

この規則は、秋田県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例（平成二十三年秋田県条例第六十四号）の施行の日から施行する。

秋田県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十三年十二月二十七日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第三十五号

秋田県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県屋外広告物条例施行規則（昭和四十九年秋田県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条各号列記以外の部分を次のように改める。

前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

第二条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

条例第四条第一項又は第六条第五項から第七項までの規定により許可を受けようとする者は、屋外広告物（以下「広告物」という。）を表示し、又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）を設置しようとする日の十日前までに、次に掲げる事項を記載した別に定める様式による申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 広告物の表示又は掲出物件の設置の場所及び期間
- 三 表示する広告物又は設置する掲出物件の種類、表示面積、数量及び表示内容
- 四 設計者の氏名及び住所
- 五 広告物又は掲出物件を管理する者（以下単に「管理する者」という。）の氏名及び住所
- 六 工事施工者の氏名及び住所
- 七 完成予定年月日
- 八 その他参考となる事項

第四条各号列記以外の部分を次のように改める。

前項の申請書には、次に掲げる書面等を添付しなければならない。

第四条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

条例第四条第三項（条例第六条第八項において準用する場合を含む。）の規定により許可を受けようとする者は、許可期間満了の日の十日前までに、次に掲げる事項を記載した別に定める様式による申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 引き続きて表示し、又は設置しようとする広告物又は掲出物件に係る許可年月日及び許可番号
- 三 広告物の表示又は掲出物件の設置の場所及び期間
- 四 その他参考となる事項

第五条中「屋外広告物変更等許可申請書（様式第三号）」を「次に掲げる事項を記載した別に定める様式による申請書」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 変更又は改造をしようとする広告物又は掲出物件に係る許可年月日及び許可番号
- 三 広告物の表示又は掲出物件の設置の場所及び期間
- 四 表示する広告物又は設置する掲出物件の種類、表示面積、数量及び表示内容
- 五 設計者の氏名及び住所
- 六 管理する者の氏名及び住所
- 七 工事施工者の氏名及び住所
- 八 完成予定年月日
- 九 その他参考となる事項

第八条中「屋外広告物表示等届出書（様式第四号）」を「次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 広告物の表示又は掲出物件の設置の場所及び期間
- 三 表示する広告物又は設置する掲出物件の種類、表示面積、数量及び表示内容
- 四 担当課所の名称及び担当者の氏名
- 五 その他参考となる事項

第十三条第一項中「様式第五号」を「様式第一号」に改め、同条第二項中「様式第六号」を「様式第二号」に改める。

第十三条の四中「受領書（様式第六号の二）」を「次に掲げる事項を記載した別に定める様式による受領書」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 返還を受けた日時及び場所
- 三 返還を受けた広告物又は掲出物件の整理番号、名称又は種類及び数量（屋外広告物法第八条第三項の規定により広告物又は掲出物件を売却した場合にあつては、その代金の金額）

第十三条の五中「様式第六号の三」を「様式第三号」に改める。

第十四条を次のように改める。

(広告物等を管理する者等の届出)

第十四条 条例第十六条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書によるものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 表示する広告物又は設置する掲出物件の種類
- 三 表示する広告物又は設置する掲出物件に係る許可年月日及び許可番号
- 四 広告物の表示又は掲出物件の設置の場所
- 五 管理する者の氏名及び住所
- 六 管理する者を選任した年月日
- 七 その他参考となる事項

2 条例第十六条第二項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書によるものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 表示する広告物又は設置する掲出物件の種類
- 三 表示する広告物又は設置する掲出物件に係る許可年月日及び許可番号
- 四 広告物の表示又は掲出物件の設置の場所
- 五 変更に係る表示し、若しくは設置する者又は管理する者の氏名及び住所
- 六 変更年月日
- 七 変更の理由
- 八 その他参考となる事項

3 条例第十六条第三項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書によるものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 表示する広告物又は設置する掲出物件の種類
- 三 表示する広告物又は設置する掲出物件に係る許可年月日及び許可番号
- 四 広告物の表示又は掲出物件の設置の場所
- 五 滅失年月日
- 六 滅失の理由
- 七 その他参考となる事項

4 条例第十六条第四項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書によるものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 表示する広告物又は設置する掲出物件の種類
- 三 表示する広告物又は設置する掲出物件に係る許可年月日及び許可番号
- 四 広告物の表示又は掲出物件の設置の場所
- 五 変更に係る表示し、若しくは設置する者又は管理する者の氏名若しくは名称又は住所
- 六 変更年月日
- 七 変更の理由
- 八 その他参考となる事項

第十六条中「を表示し、若しくは変更し、又は掲出物件を設置し」を「若しくは掲出物件を表示し、若しくは設置し、又はこれらを変更し」に、「景観保全型広告整備地区屋外広告物表示等届出書(様式第十一号)」を「次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 景観保全型広告整備地区の名称
- 三 広告物の表示又は掲出物件の設置の場所及び期間
- 四 表示する広告物又は設置する掲出物件の種類、表示面積、数量及び表示内容
- 五 設計者の氏名及び住所
- 六 管理する者の氏名及び住所
- 七 工事施工者の氏名及び住所
- 八 その他参考となる事項

第十七条中「広告物協定地区認定申請書(様式第十二号)」を「次に掲げる事項を記載した別に定める様式による申請書」に、「屋外広告物協定」を「広告物協定」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

- 二 広告物協定の名称
- 三 広告物協定の締結年月日
- 四 広告物協定の有効期間
- 五 広告物協定の主な内容
- 六 その他参考となる事項

第十九条中「の様式は、様式第十三号」を「は、同項各号に掲げる事項及び他の地方公共団体における登録の状況を記載した別に定める様式」に改める。

第十九条の二第一項第二号中「が条例第十八条の四第一項各号」を「(法人である場合にあつては、その役員)が条例第十八条の四第一項第一号から第四号まで」に改め、同項第三号中「法定代理人」の下に「(法人である場合にあつては、その役員)」を加え、同項第四号中「登録申請者」の下に「又はその法定代理人」を加え、同条第二項第二号中「登録申請者」の下に「又はその法定代理人」を、「法定代理人」の下に「(法人である場合にあつては、その役員)」を加え、同条第三項中「の様式は、様式第十四号」を「は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 登録申請者が条例第十八条の四第一項各号に該当しない者であることを誓約する旨
- 三 登録申請者が、法人である場合にあつてはその役員、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつてはその法定代理人(法人である場合にあつては、その役員)が条例第十八条の四第一号から第四号までに該当しない者であることを誓約する旨

第十九条の二第四項中「の様式は、様式第十五号」を「は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 氏名及び住所
- 二 生年月日
- 三 略歴
- 四 賞罰

第十九条の三第一項中「屋外広告業登録事項変更届出書(様式第十六号)によりしなければならない」を「次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書によるものとする」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 変更事項の内容及び変更年月日

第十九条の三第二項第四号中「書面」の下に「(法定代理人が法人である場合にあつては、これらの書面及び同項第四号の書類)」を加える。

第十九条の四中「廃業等届出書(様式第十七号)によりしなければならない」を「次に掲げる事項を記載した別に定める様式によるものとする」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 屋外広告業者が条例第十八条の七第一項各号のいずれかに該当することとなつた場合のその内容及び該当年月日
- 四 屋外広告業者との関係

第十九条の五第一項中「責任者」の下に「(以下単に「責任者」という。)」を加え、同条第二項中「業務主任者資格認定申請書(様式第十八号)」を「次に掲げる事項を記載した別に定める様式による申請書」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 氏名及び住所
- 二 責任者としての経歴
- 三 責任者としての過去五年間の実績
- 四 責任者としての過去五年間における広告物の表示又は掲出物件の設置に関する法令の違反の有無
- 五 その他参考となる事項

第十九条の五に次の一項を加える。

3 前項の申請書には、同項第二号及び第三号に掲げる事項について当該経歴又は実績に係る会社等が発行した証明書を添付しなければならない。

第十九条の六中「様式第十九号」を「様式第四号」に改める。

第十九条の七第二項中「の様式は、様式第二十号」を「は、前項各号に掲げる事項を記載した別に定める様式」に改める。

様式第一号から様式第四号までを削り、様式第五号を様式第一号とし、様式第六号を様式第二号とし、様式第六号の二を削り、様式第六号の三を様式第三号とし、様式第七号から様式第十八号までを削り、様式第十九号を様式第四号と

し、様式第二十号を削る。

附 則

この規則は、秋田県屋外広告物条例の一部を改正する条例（平成二十三年秋田県条例第六十六号）の施行の日から施行する。

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号